

第1部 法律からのアプローチ

第1 概論

1. 意匠法

意匠法の保護対象は、意匠（物品若しくは建築物の形状等又は画像であって視覚を通じて美観を起こさせるもの）である。

「工業上利用することができる意匠の創作をした者」は、意匠登録を受けることができる（意匠法3条1項）。一般に、意匠の創作者は、意匠の完成によって「意匠登録を受ける権利」を原始的に取得すると解されているが、意匠登録出願をして意匠登録を受けない限り、提案先の企業等による実施を規制することはできない。

意匠登録を受ける権利の発生要件である「意匠の創作（者）」をどのように捉えるかは、デザイン創作の保護に大きく影響するものと思われる。

2. 特許法・実用新案法

特許法の保護対象は、発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）であり、実用新案法の保護対象は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）であるが、デザイン創作の過程で発明や考案がなされる場合がある。

特許法・実用新案法とも、登録を受けない限り提案先の企業等による実施を規制することは意匠法の場合と同様である。また、特許法・実用新案法とも、物の形態そのものではなく、その背景にある技術的思想・アイデアを保護するという側面がある。

3. 著作権法

著作権法の保護対象は、著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）である。しかし、インダストリアルデザインのような量産目的のものが著作権では保護されることは希有。

著作権は著作物の創作により当然に発生し、登録等は不要である（著作権法17条2項）。

著作権法が保護する著作物は「表現」であって、アイデアは保護されないものと解されている。デザイン創作の過程においては多くの著作物が生み出されるが、著作権法による保護の対象は具体的に「表現」されたものに限られ、その前提となったアイデアやコンセプトといった抽象的なものを保護することはできない。

4. 不正競争防止法

不正競争防止法により、混同惹起（2条1項1号）、商品形態模倣（同項3号）、正当に取得した営業秘密の図利加害目的での使用等（同項7号）が規制されていることは、デザインの保護に資するものといえる。

ただし、企業等の依頼によりデザイナーが当該企業等の販売する商品のデザインを創作し

た場合、混同惹起（同項 1 号）や商品形態模倣（同項 3 号）によって保護される権利主体はあくまで当該企業等であり、デザイナー自身がこれらの条項を用いることは想定できない。また、デザイナーが企業等に提示したデザインを営業秘密として保護するためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性といった要件を充足する必要がある（2 条 6 項）、必ずしも容易ではない。営業秘密、営業秘密としての管理をすることを前提に契約するのがよい。

5. 商標法

商標法の保護対象は、業として商品（役務）を生産（提供）等する者がその商品（役務）について使用する標章（人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）である。

しかしながら、企業等からの依頼により外部のデザイナーが標章をデザインした場合、当該標章は依頼者たる企業等がその商品・役務について使用するものであるから、商標登録するのも当該企業等であって、デザイナーが商標権を取得することは想定できない。

第 2 各論

1. コンセプトの提案と「権利」

（1）保護の必要性

デザイナーは、コンセプトを提案する段階においても相応の労力を費やしているため、提案先の企業等によってコンセプトが勝手に利用されることを防止したいと考えるのが通常であろう。

（2）各法律による保護の可能性

（意匠法）

文字によるコンセプトの提案は、未だ形状等として現されていないのであるから、意匠登録を受ける権利の対象になると考えにくい。コンセプトがスケッチとして表現されれば、意匠登録を受ける権利の対象となりえよう。しかし、実際に一定のコストをかけて意匠登録を受けない限り対象となる意匠の実施を規制することはできない。

（特許法・実用新案法）

コンセプトには技術的思想と評価されるものもあり、そのようなコンセプトは発明又は考案に該当する可能性がある。しかし、実際に一定のコストをかけて特許又は実用新案の登録を受けない限り、対象となる発明・考案の実施を規制することはできない。

（著作権法）

コンセプトが文章として表現されている場合、当該文章は著作物として保護される余地がある。しかしながら、著作権法における保護は複製などにとどまり、当該文章自体を複製して使用する行為は制限できるものの、当該文章から感得できる課題やコンセプトに基づいて具体的な形状等を創作する行為を制限することは困難である。

（不正競争防止法）

提案されたコンセプトが営業秘密としての要件を満たす場合、当該コンセプトを図利加害目的で使用又は開示する行為は不正競争行為となる（不正競争防止法2条1項7号）。当該コンセプトに基づいて具体的形状等を創作する行為については、当該コンセプトの「使用」と解する余地があろう。

2. デザインの修正・改変と「権利」

（1）保護の必要性

デザイナーは細部にまで意を尽くしてデザインを完成させており、それを勝手に修正・改変されることを防止したいと考えるのが通常であろう。

（2）各法律による保護の可能性

（意匠法／特許法・実用新案法）

これらの法律に基づき当該デザインにかかる意匠、特許又は実用新案が登録されていたとしても、意匠権、特許権又は実用新案権には、当該意匠等の修正・改変を直接制限する効力はない。ただし、修正・改変が軽微な場合等には、類似意匠や均等侵害を理由とした差止請求等の可能性はある。

（著作権法）

当該デザインが著作物に該当する場合、他人がそれを無断で修正・改変することは、著作権者人格権の一つである同一性保持権（著作権法20条1項）の侵害となる。ただし、デザインは商品化のために行われるものであるから、商品化のためにやむを得ない修正・改変については、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」（同条2項4号）として同一性保持権が及ばない可能性がある。

（不正競争防止法）

相手先の企業等に提供したデザインが営業秘密としての要件を満たす場合、当該デザインを修正・改変しての商品化等が図利加害目的での使用といえる余地があるかもしれない。

3. 実績の公表と「権利」

（1）保護の必要性

デザイナーによる過去の実績の公表は、それを見た新たな顧客からの依頼につながる等、営業活動として重要な意味を有しており、実績を自由に公表したいというデザイナーのニーズは高いものと考えられる。特にこれから業界で活躍したいと考える新人から若手のデザイナーからすれば、実績として公開できるかどうかは極めて重要な関心事であることが想定される。

（2）各法律による保護の可能性

前提として、自らの過去の実績を公表することは、それが真に自らの実績である限り、表現の自由又は営業の自由の範囲内の行為であり、当然に許されるべきものである。

（著作権法）

当該デザインが著作物に該当する場合、著作者人格権の一つである氏名表示権に基づき、「その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する」（著作権法19条）ものとされており、これも実績の公表の一態様といえる。

（意匠法／特許法・実用新案法／不正競争防止法）

著作権法以外の法令においては、特段、氏名表示権に類する権利はない。

4. コンペと「権利」

（1）保護の必要性

通常、コンペには募集要項が定められており、応募者はその要項に同意した上で応募しているものと解されるため、原則として募集要項の内容に拘束される。しかしながら、①一切対価が支払われないもの、②応募作にかかる権利が採用不採用にかかわらず主催者に移転されてしまうもの等、デザイナーに不利益な募集要項も見受けられる。

（2）各法律による保護の可能性

（意匠法／特許法・実用新案法）

意匠権、意匠登録を受ける権利、特許権（実用新案権）及び特許（実用新案）を受ける権利は、いずれも財産権であり、対価を有償にするか無償にするかを含めてデザイナーの意思で自由に譲渡可能であるから、募集要項の内容を認識してコンペに応募した以上、当該募集要項に拘束される。

（著作権法）

著作権も財産権であり、意匠権等と同様、募集要項に譲渡が定められていればそれに拘束される。ただし、翻案権（著作権法27条）及び二次的著作物に関する権利（同法28条）については、特に明記されていない限り譲渡対象ではないと推定される（同法61条2項）。

著作者人格権については、一身専属的な権利であって譲渡できないため（同法59条）、仮に著作者人格権まで主催者に譲渡する旨の募集要項があっても、当該部分は無効といえる。

（不正競争防止法）

主催者側に有利な募集要項を定めてコンペを行うことは、不正競争行為に該当しない。

（その他の法律）

コンペの応募者は、知的作業の成果としての作品に応募し、コンペの実施者は応募作品の商品化により利益を得るのであるから、「無償」が公正な取引といえるか疑問である。落選作品の利用は、提供を受けた財産権の不法な利用、ということができないだろうか。

そのような観点から、下請法（下請代金支払遅延等防止法）やフリーランス保護法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）の適用によりデザイナーの権利保護を図ることが考えられる。

以上